阿 見 町 議 会 会 議 録

平成24年第３回臨時会

（平成24年７月13日）

阿　見　町　議　会

平成２４年第３回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示・・ １
◎第１号（７月１３日）・・ ３
○出席，欠席議員・・ ３
○出席説明員及び会議書記・・・ ３
○議事日程第１号・・ ５
○開　会・・・ ６
・会議録署名議員の指名・・・ ６
・会期の決定・・・ ６
・諸般の報告・・・ ６
・議案第５７号から議案第５９号（上程，説明，質疑，討論，採決）・・・・・・・・・・・・・・ ７
・決議案第３号（上程，説明，質疑，討論，採決）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３８
○閉　会・・・ ３９

第 3 回 臨 時 会

阿見町告示第１７９号

平成２４年第３回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成２４年７月５日

阿見町長　　天　田　富司男

１　期　日　　平成２４年７月１３日

２　場　所　　阿見町議会議場

３　付議事件

（１）　阿見町新給食センター建築工事請負契約について

（２）　阿見町新給食センター電気工事請負契約について

（３）　阿見町新給食センター機械工事請負契約について

第　1　号

〔　7 月 13 日　〕

平成２４年第３回阿見町議会臨時会会議録（第１号）

平成２４年７月１３日（第１日）

○出席議員

１番　倉持松雄君
２番　藤平竜也君
３番　野口雅弘君
４番　永井義一君
５番　海野　隆君
６番　飯野良治君
７番　平岡　博君
８番　久保谷　充君
９番　川畑秀慈君
１０番　難波千香子君
１１番　紙井和美君
１２番　柴原成一君
１３番　浅野栄子君
１４番　藤井孝幸君
１５番　久保谷　実君
１６番　吉田憲市君
１７番　佐藤幸明君
１８番　諏訪原　実君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者

町長　天田富司男君
教育長　青山壽々子君
総務部長　坪田匡弘君
町民部長　篠原尚彦君

保健福祉部長	横田健一君
生活産業部長	篠﨑慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消防長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
管財課長	朝日良一君
学校教育課長	黒井　寛君
学校給食センター所長	石神和喜君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹　久

平成２４年第３回阿見町議会臨時会

議事日程第１号

平成２４年７月１３日　午前１０時開会・開議

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　会期の決定について

日程第３　諸般の報告

日程第４　議案第５７号　阿見町新給食センター建築工事請負契約について

議案第５８号　阿見町新給食センター電気工事請負契約について

議案第５９号　阿見町新給食センター機械工事請負契約について

追加日程第１　決議案第３号　入札制度の見直しを求める決議（案）

午前１０時１０分開会

○議長（倉持松雄君）　定刻になりましたので，ただいまから，平成24年第３回阿見町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は17名で，定足数に達しておりますので，会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については，お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（倉持松雄君）　日程第１，会議録署名議員の指名について，本臨時会の会議録署名議員は，会議規則第120条の規定によって，

12番　柴　原　成　一　君

13番　浅　野　栄　子　君

を指名します。

会期の決定について

○議長（倉持松雄君）　次に，日程第２，会期の決定についてを議題にします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は，本日１日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君）　御異議なしと認めます。したがって会期は，本日１日とすることに決定しました。

諸般の報告

○議長（倉持松雄君）　次に，日程第３，諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今臨時会に提出された案件は，町長提出議案第57号から議案第59号の３件であります。

次に，監査委員から平成24年５月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので，報告いたします。

次に，本臨時会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は，お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

以上で，諸般の報告を終わります。

議案第５７号　阿見町新給食センター建築工事請負契約について

議案第５８号　阿見町新給食センター電気工事請負契約について

議案第５９号　阿見町新給食センター機械工事請負契約について

○議長（倉持松雄君）　次に，日程第４，議案第57号，阿見町新給食センター建築工事請負契約について，議案第58号，阿見町新給食センター電気工事請負契約について，議案第59号，阿見町新給食センター機械工事請負契約について，以上３件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君）　本日は，平成24年第３回臨時議会を招集しましたところ，議員各位には公私とも，ご多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして，ここに臨時議会が開会できますことを，心から感謝申し上げます。

それでは，早速，議案の説明に入らせていただきます。

議案第57号，阿見町新給食センター建築工事請負契約について，議案第58号，阿見町新給食センター電気工事請負契約について，議案第59号，阿見町新給食センター機械工事請負契約については，関連しますので一括して提案理由を申し上げます。

本工事は，給食センターの建て替えに伴う建築，電気，機械設備工事を行うものであり，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

工事期間は，契約締結日の翌日から平成25年３月29日までであります。

工事の概要につきましては，お手元に配付いたしました工事概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げました。慎重審議の上，議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（倉持松雄君）　以上で，提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

５番海野隆君。

○５番（海野隆君）　それでは，新給食センター工事のね，３件出ておりますけれども，一括して質問をさせていただきます。

まずね，今回の新給食センターの工事の議決については，当初ね，ＰＦＩから公設民営ということで方式が大きく変わって，さらに，第１回目の５月の23日の第１回目の入札が不調になるなどですね，町民はもとよりですね，町内外から，いろんな大きな関心を持たれているということを肝に銘じて，今日ですね，議会として議案の審議を行わなければならないし，私自身もそのように思って質疑をさせていただきます。

まず初めにですね，町長のほうからですね，前回，入札の不調があったということで，今回ね，第２回目の入札の結果というのが出てきたわけですけれども，概括的なね，町長の反省，反省っていうかな，まあ，説明というか，それをね，まずお伺いしておきたいと思います。

○議長（倉持松雄君）　町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君）　第１回目の建設工事の入札が不調になったということで，私も日ごろから職員に対しては，コスト感覚を持てということで，そういう話をしております。あくまでも，いろんな面で無駄を省くというのは，これは当たり前のことでありますので，そういう中で，６億5,800万という予定価格を私がつけさせていただきましたが，やはりこれに参入できなかったということは，やっぱりそれなりに，業者としては，これでは仕事ができないんだという，そういう結論を出したのかなと。まあ，1,000点以上で10者でしたから，そういう意味では，皆さんそういう考えを持ったのでしょう。そしてまあ，今回は，どうしてもこの問題は早く解決しなければならないし，そしてまた，いろんな意味からしても，この給食センターが今年度中に建物，電気工事，機械工事等，これをもう仕上げていかなければならない。これは国の補助がもう出るので，そういう状況の中で，じゃあどうしたらいいのかという問題に突き当たったわけであります。

そういう中で，今回一番大きく金額を上げたのは，建設工事の予定価格であります。確かに，7,200万という差額，まあ，前よりも大きな金額になりましたが，やはり今考えてみれば，少し，前回は余りにも，町民の利益が第一ということでやってましたので，切り過ぎたけらいがあったのかなという反省はあります。ただ，これがすべて悪いというものではないんですけど，今回7,200万で随分上げたんじゃないかっていう，それらの疑問点は，皆さんには持たれるかもしれませんが，ただ，ほかの地方自治体での入札等を考えたときに，十分この金額なら決して大きな金額ではないという結論に至り，こういう形になりました。

そして，一般競争入札ですから，900点以上なら900点以上ということになれば，茨城県内の900点以上の業者は，もう決まってくるわけです。それで入札を行い，やはり１者でも入札をしていただければ，これはやはりありがたいという思いはしておりましたが，本当に地元の松浦建設さんのほうで入札をしていただいた。

そして確かに入札率は高いというような，皆さんはそれは疑問点はあるかもわかりませんが，

ただ，参入している業者が一人しかないのに，ほかにも参入しろっていう，こちら阿見町ではそういうことはできないと思いますね。やはり一般競争入札だけは，入札業者が決まって，その人たちは権利があるわけですから，だれでも参入はできると思います。ただ参入してこなかったというだけの結果論でありますから，この結果は，やはりきちんと町は受けとめて，なるべく皆さんの御理解を得ながら，この来年の９月１日には稼働できるような状況をつくっていくというのが，やはり私たちの役割かなと。新しい給食センターで，やはり食育，30年以上もの食育の一つのメッカになるわけですから，これは慎重に，建物等もいいものを，請負入札で請け負われられた方々には，やっていただきたい。そういう要望は，一生懸命させていただきたいなと，そう思います。

○議長（倉持松雄君）　５番海野隆君。

○５番（海野隆君）　よくわかりました。町長もね，税金をね，いかに有効に使っていくかと，こういうね，日ごろ思ってらっしゃることをね，今回もそういう形で職員にも指示し，設計会社にも職員から意向が伝わったのかもしれませんが，ただですね，建築工事は，先ほど町長もおっしゃいましたがですね，前回６億5,800万という予定価格に対してですね，今回は７億3,000万。まあ7,200万，率にしてですね，約11％引き上げました。で，これ３件一括してね，質疑しているので，比較がしやすいんですが，電気設備工事に関してはですね，前回の１億500万という予定価格に対して，今回は１億1,100万円。600万円の増加になりましたね。これ，増加率からすると5.7％。同じく機械設備は，２億5,100万に対してですね２億6,400万。1,300万円の増加で，これは5.2％の増加になります。設計価格をね，実際，教えていただければ，前回の設計価格と今回の設計価格がどのぐらいの差があるのかなというふうに思いますが，まあ，もしきちんとそれが公表できるのであれば，開示していただけるのであれば，開示をしていただきながら，この予定価格が上がったということのですね，その設計価格との関連というんですかね，これについて，ちょっと御説明をいただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君）　はい，じゃあ，お答えいたします。給食センター，町長も言われたとおり，平成，今年の３月ですか，国からの前倒しで補助金を内示，決定して，６月の議会に提案できなくて，っちのは不調になっちゃった，要するに業者と町の予定価格の折り合いが合わなかったっちゅうことで，今，最終なんですね。で，今回の承認をいただけなければ，給食センターができないっちゅうふうな状況にも，一応懸念しているわけでございますが。第１回目の，鉾田，小美玉，予定価格それから契約の平米単価等もろもろ参考して，やって，１回目は業者との見積もりが折り合わなかった。で，最近，笠間市のほうで，これは規模的には同じぐらいだと思うんですが，とりまして，先ほど言いましたけど，平米単価，建築，機械，電

気で50万からっていうふうな部分で，当然，ちょこっとした見直しでは，当然これは不調になって，もう今年は給食センターができないという。当然，笠間市の契約単価等を参考にいたしまして，先ほども言いましたけど，予算があって，要するに建築，機械，電気，その中で，予算の限度額の内で一部変更して，当然，建築が予定価格を見直せば，連携して当然，機械それから電気も連動して予定価格を見直して，それで皆さんに業者が手を挙げてもらって競争してもらうというような形で，電気と機械だけは，１回目は応札で来たんだから――あけてはいませんけど，だからそれは上げなくていいっちゅう部分じゃなくて，すべて連動してますんで，今の状況を踏まえた中で，すべて上げたっちゅうことでございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君）　５番海野隆君。

○５番（海野隆君）　それは非常に，次長のね，その思いはわかるんだけれども，設計価格そのものをですね，数字教えていただけないんでしょう，これ多分公表しないということになっているようですけれども。いや，開示したっていいんですよ，開示できるっていうんであれば。しかしまあ，設計価格のことについて，つまり設計をどの程度いじくったんだということを，まずお聞きしたいんですよ。その7,200万，600万，1,300万。我々これ予定価格とね，その落札額かな，応札価格，これでしか判断できないもんですから，その7,200万，建築工事は増加した，600万増加した，1,300万，機械設備で増加したと。設計そのものはどんなふうな，設計し直しをしたんでしょうけれども，見直しをしたのかということをお聞きしたかったんです。もう一度。

○議長（倉持松雄君）　ただいま，16番吉田憲市君が出席いたしました。したがって，ただいまの出席議員は18名です。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君）　１回不調になりますと，ただ予定価格を変更するっちゅうことは，これ制度上できないんですね。何らかで設計図書の変更をしなければならないということで，先ほど全協で言いましたけど，一部変更で，ほとんどそんな工法が変わりましたよっちゅう部分の変更はございません。ましてや，例えば設計が100万上がったから予定価格100万上がりましたよっていう，比例した部分じゃありませんので，あくまでも制度上，改めて入札する場合には，業者をすべて取っかえるか，設計図書を変えて，当然これ予定価格上げないと，また不調という，手を挙げてくれないっちゅう部分なんで，そこは御理解よろしくお願いします。

以上です。

○議長（倉持松雄君）　５番海野隆君。

○５番（海野隆君）　まああの，要するにって言っちゃあ，大変失礼なんだけども，まあ設計

価格そのものはね，大きく変わっていないと。しかし改めて入札をやるときに，そういう制度になっているのでというふうに受けとめたんですが，大きく違ったら言ってください。ただね，私の疑問はですよ，建築工事はね，この前不調になったんですよ。しかしね，電気と機械については，それなりの応札者があって，開けば多分成立したのではないかなあというふうに思っておりまして，そうすると，改めて，まあはっきり言うとね，600万とか1,300万，大きく予定価格を膨らませちゃったんですね，余り設計変更もないのに。で，結果的にはね，もちろん，電気はね，82%。前回予定価格に対する比率は86.71%ですよ。今回は82.03%ね。それから機械設備については，前回予定価格に対する比率としては86.24%，82%，まあ頑張っちゃったなという感じなんですけれども，そういう形で成立しているんで，非常に低く，頑張って業者もやったんだけれども，この建築工事に関してはですね，まあ，僕らの常識からと言いますかね，私の常識ですね，僕らじゃないですね，私の常識からすると，予定価格７億3,000万という数字に対してですね，その落札がね，７億2,950万と。大変にこれは高い落札率です。これ99.93%になっています。まあね，満額入札ということもありますから，何とも言えませんが，さらに，その赤塚工業という会社が，まあこれは，応札というんですかね，辞退っていうのは応札したことになるのかどうかわかりませんけど，１者で落札しているわけですね。本来，一般競争入札というのは，その競争性を高めてですね，それでもって業者の努力を引き出すと，そういう制度ですから，そうすると，これは本当にね，競争になっているのかなっていうことを，すごく疑問に感じます。そうするとね，結局，前回ね，低く切り過ぎたという表明がありましたけれども，今回はちょっと切らな過ぎちゃったんではないかなっていうふうにも思うし，その辺のね，疑問が，どうしてもぬぐえないところがあります。

それでね，ほかの議員も質問したいでしょうから，私もあと２つぐらいで終わりにしますけれども，まず１つはですね，もとに戻って，大変，議論をもとに戻して申しわけないんですが，前回の入札のときに分離分割方式をとりました。今回も分離分割方式をとっています。分離分割方式というのはですね，どちらかというと地元業者に参入機会を与えて，実績を積まして，それでもって，その地元業者を育成すると，こういう制度でございます。通常は分離分割すると，共通経費がダブりますから，上がったりしますね。それを今回ですね，その第１回目がですよ，これは本会議で６月の一般質問で私，しましたけれども，地元業者の参入機会が全くないのに，なぜ分離分割方式をとったのかという疑問が今でもぬぐえません。今回は，建築工事で松浦建設という地元の業者がですね，まあ900点に評点を下げたということで，応札があって，結果的には松浦がとったんですけれども，しかしね，電気にしても機械にしても，地元業者は１者もありません。全部外部業者です。ですから，まあ，ここから私の疑問と提言ですが，まずそれをどうして，第１回目ね，分離分割をして一括をしなかったのかということを説明し

ていただいて，私としてはですね，これはですねやっぱりその，あごめんなさい。それをまず聞きます。なぜ第１回目で分離分割なのに地元業者が入らない，なおかつ一括，なぜしなかったのかということをお聞きしたい。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君）　お答えいたします。建物それから機械それから電気ありますけど，分離分割発注というのは，この３つだけでは……，まあ大きいのはこの３つでございまして，例えば分離分割発注なんですけど，ちょっと細かいですけど，設計委託料，それからこれに伴う設計施工管理委託料，まあ，先程言いました外構工事っちゅうのが今から出てくるんですね。これなんか，１億からの，今から外構工事出てきます。それから，今年内示来ました太陽光発電の部分が，今から追加で出てきます。それから，これは建物には関係ございませんけれど，調理業務，配送業務というような，広い意味で，これが要するに分離分割っちゅうことになりますけど，今回この３つに分けたということは，先進であります鉾田それから小美玉，それを十分に視察，参考して，そういう形で阿見町としても，建築それから電気それから機械と。で，機械のほうの東洋プラントにつきましては，阿見町に支店がある会社でございますので，御理解のほどをよろしくお願いします。

以上です。

○議長（倉持松雄君）　町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君）　分離分割は，もうＰＦＩから公設民営にするというときに，私が約束したものでありますし，やはり町の，まあ事業にしても議会のほうから分離分割にしたのがいいよと，5,000万のあるものであれば，３分割にして３つの企業にやってもらったほうがいいんじゃないかとか，そういう分離分割というのは，議会のほうからも出てます。また，これは茨城県内の業者がやるということは，下でまた町の業者もやれるというような，そういうことも出てくるんじゃないかなということだと思います。大手で一括で全部やっていただくと，大手のゼネコンにやっていただければ，これはもうなかなか地元の業者が入るっていうことはできないんじゃないか。もう完全に大手の場合はラインができちゃってて無理じゃないかと。そういう中で，やはり分離分割っていうのは，町にとっては決して悪いことじゃない。確かに点数はないですけど，点数，まあ今回は900点になって，松浦さんがその任に当たったんですけど，ただ，その入札率が高い低い，これはいろいろあるでしょうけど，ただ，何十者も一般競争入札で，皆さん参入できるのに参入しなかったわけですから，これは町にどうのこうの言われても，これだけはどうしようもない。みんなそれぞれが参入していただければいいけど，大体，一般競争入札って建物だ何だ，せいぜい点数下げても，４者とか５者ぐらいなんですよね。今までもそうでした。そういう面では，なかなか一般競争入札を茨城県内の点数でやって

も，なかなか大勢の業者がそこに参入してくるというのはないなあという，今の感じではそういう感じをしております。

○議長（倉持松雄君）　５番海野隆君。

○５番（海野隆君）　皆さん質問したいでしょうから，これで終わりにしますが，分離分割がそういうことであるならばですね，やっぱり当初の最初の１回目にね，町内の業者も該当するような，そういう資格要件をすればいいということにも，またなりますが，いずれにしてもですね，今回こういう結果が出て，ただね，今，町長もおっしゃいましたね，やっぱり900点での対象業者って31者あったようですけども，31者もあってですね，１者しか応札しないというのは，まあ業者の責任だと言われればそれまでなんだけれども，しかし，行政としてはですね……。

○町長（天田富司男君）　業者の責任とは言ってない。

○５番（海野隆君）　うん，まあ業者の都合だって言ってましたね。まあ，私が今，質問してますからね。

それでね，そうすると，そういう競争性を高めるシステムとか制度とか，そういうものをですね，行政がつくっていくと，こういうことがとても大事なことになると，私は思います。ですからね，業者の都合になっちゃったらね，これは全然改善の余地も何もないわけですから，ですから，今後，やっぱり，今回はね，こういう結果で，まあ，地元業者もね参入して，地元業者からさらに町内業者にね，いろんな工事とかそういうのを発注をされて，町内業者も潤うのかなあというふうに思いますが，いずれにしても，今後ですね，その入札制度，特にね，その資格要件ですね，本支店とか所在地要件であるとか，それから実績とか評点とか，そういう点について，入札をするところも含めた審査委員会ですか――審査委員会の委員長は町長じゃなかったでしたね，総務部長でしたね。そういうところでですね，しっかりと今後ね，改善をしていくということを，ぜひお願いして，私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（倉持松雄君）　ほかに質疑はありませんか。

14番藤井孝幸君。

○１４番（藤井孝幸君）　私も，給食センターですね，私はもう常にこの方式は反対をしてました。だけど，皆さん方が了解をして，議会としては，まあね，了解という，この新方式で了解ということですが，１日も早く，了解した以上は早くつくってほしいというのは，私も同じです。ただ，その過程において，建設の過程において，いろんな疑義が出てきたまま，議会としてすんなりと，はいわかりましたというふうにはいかないわけですね。だから，そういう疑義を１つ１つ丁寧に答えていただいて，我々の疑問が晴れれば，これは賛成はしますけども，今までの内容ではどうも質問する側と答える側は，何となく，答える側のほうが質問に答えて

ないほうが多いんですけども，これではね，疑義が重なるばっかり，たまるばっかりなんです。

そこで，私もちょっと質問させていただきますのは，町長は，町の入札関係業務に対して，どういう立場にあるのか。どういう立場というのは，入札の業務に対して，何かかんかいろいろと口を挟める立場なのか。それはちゃんとそれぞれの組織の中でね，やることになっておるはずですから，そういう中に町長がどういう立場でおられるか，そこをちょっと確認させてください。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君）　これはまあ，入札のほうは，本当に総務部長を中心にして，業者をやっているわけです。ただ，予定価格とか最低制限価格，また低価格とか，いろいろなそういうものに対しては，まあ，私が責任を負うと，そう条例でもなってますから，これは私が。だから，今回の案件にしても，これは職員に責任があるわけじゃなく，私がすべて責任があるということです。

○議長（倉持松雄君）　14番藤井孝幸君。

○１４番（藤井孝幸君）　もう町長はね，責任があるというのは当たり前の話です，行政のトップだから。部下がやることはね，その責任があると，あえて言わなくても，当然それはわかっているんですが，要は，入札関係で，町長がいろいろとこう口を出すというような話に，もしなっちゃうとね，これは，我々も疑問も思うし，ちょっとおかしいんじゃないのっちゅう話になっちゃうんで，町長は，入札関係ちゅうのは，ほとんど一切，まあ最低価格とか最低予定価格とか，これは町長が決めると言ったとしても，町長はそれだけのプロ的な意識，建築，機械とかね，そんなに意識を，まあプロ的な目で見れるわけじゃないでしょう。だから，そこの点のその予定価格を私が決めましたとかって言ったって，それは，なかなか我々も，はいそうですかちゅって，その道のプロであればですよ，いいんですけども，そこはどうなんですか。どういう基準で決められるのか。そこも教えてください，そしたら。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君）　私も商売やってましたから，それぞれのやっぱり業者が利益がでなけりゃ，やっぱりどんなことしたってだめなことであって，やっぱり業者に利益があるような形の，やっぱり最低制限価格を用いなけりゃいけないんじゃないかなと，そういうことは自分で考えております。

歴代の町長が，すべて建築に土木にわかってたなという人は，まずいないと思うんでね，それはやっぱりその人の持ったもの，そんでやっぱり町の町民に対して，少しでも税金を使っていただくという，そういう意識のもとで自分はやっているつもりだし，何か疑問点あるんですか。

○議長（倉持松雄君）　14番藤井孝幸君。
○１４番（藤井孝幸君）　私は，町長がそこまでね，最低制限価格それから入札予定価格を決定するほどの，まあ不動産の業者をやったかもしれませんけども，そこまで私はあるとは，まあ，そこは私の考え方ですから，どうでもいいんですが，まず，質問を，本題に入ります。

１回目の入札が中止になりましたですね。これはですね，詳しく理由を説明してほしんですよ。なぜならばですね，さきの議会で海野議員の回答にはですね，なぜ不調になったのかという質問に対して，その回答はですね，投書があった。投書の内容は，談合ではありませんが，入札を適正に実施するために調査を行うというふうに，これ答弁しているんですね，１回目の答弁で。で，じゃあその，談合ではありませんがということで，調査を行うという答弁をしておりますので，じゃあ，どのような調査をして，なぜ何がわかったのか，その調査した結果ですね，何がわかったのかを教えてください。
○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
○総務部長（坪田匡弘君）　投書があった件についてお答えいたします。投書はですね，当初，言葉がちょっとだぶってしまいましたけど１回目の入札をする予定の日程の前にその投書が届きましたので，その投書の内容を中身を確認，本当，事実かどうか確認する必要があるだろうというようなことで，入札を一度延期したという経緯がございます。

それで，投書がありましたので，まずは，私どもの立場では，これが談合情報かというようなことを判断しなければいけません。談合情報の場合は，それなりの手続を，公正取引委員会等の報告もありますし，入札そのものの扱いもございますので，中身の精査を，私一人では判断はできませんでしたので，公正入札調査委員会という町の委員会がありますので，そのメンバー――私が委員長代理になっているんですけども，そのメンバーで，その投書の中身について，談合情報か，またいろんな中身について，必要ならば関係者にヒアリングするなどして，真偽のほどを確認する必要があるだろうというようなことで，入札をまず延期して，公正入札調査委員会を開催したところであります。

まず，１点目で，中身につきましては，入札に関しての談合情報ではないという判断をいたしました。ただ，内容の一部について，事実関係を確認する必要がありますので，入札を延期したというところでございます。この談合情報かどうかという確認も，県の指示と県の問い合わせ等をやってまして，その中身で総合的に判断したものでございます。で，その日に入札延期というのを町長に報告いたしまして，それで調査をしますよという話をしました。

で，中身について，いろんな給食センターの工事に関する業者の名前なんかも出てきましたので，その設計会社さん，それから調理機器の会社さん等が，名前がその会社の関係者だということがわかりましたので，その方に来て，書いてある中身について事実かどうかというのを

確認をいたしました。それで，その投書に関しては，そういった中身については事実ではないということが判明いたしましたので，事実関係が確認できませんでしたので，５月18日に予定していました入札を延期を，当初，延期で日程，決めなかったんですけど，23日に入札執行するということで，執行したわけでございます。

それで，ヒアリングの中で，設計の業者さんのお名前が出てきましたので――町のほうでお願いしました，その設計の業者さんの代表取締役の方に，今後もですね，設計業務に関しても，今後も適正に履行するというような誓約書も書いて提出してもらったところでございます。

それで，延期していました入札を執行したわけでございますけれども，その中で，執行する前にですね，建築工事に関しまして，参加申し込み，参加申請があった業者，５者ですけども，この５者が入札執行前に辞退の申し出がありましたので，それで不調ということで取りやめて，建築工事が最初ですから，順番でいくと，その後，電気と管工事なんですけども，まだ建築工事が入札が決まりませんので，次の電気工事，管工事も中止をしたということで，１回目の，投書から１回目の中止になった経緯は以上でございます。

○議長（倉持松雄君）　14番藤井孝幸君。

○１４番（藤井孝幸君）　談合があったかどうかという，談合ではありませんがと言うんですけどもね，今，部長が答えたように，名前が出て，設計会社の名前が出て，談合してますよという文書だったんですよね，きっとね。どうですか。だからそれを，わざわざ呼んで話をしたということなんでしょ。だから，調査をして，私は，調査をして何がわかって中止をしたのかね，そこは知りたかったんですけども，調査委員会を開催して，どのような審議をしたのかわかりませんけども，要は，何らかの不穏な空気を察して中止をしたということだと思うんですね。だからその理由はいろいろあるでしょう。だけども，そういう土壌がね，発生したというのも，非常にまずいことなんですよね。そういう談合みたいな投書が来るという，それは非常にまずいことだと私は思うんです。だから，何かにそういうことが，火のないところに煙は立たぬでね，業者がやることだから，わしゃ知りませんよじゃあ，これは行政としてはね，務まらないと思うんですよ。

この予定価格をね，話を質問変えますけれども，予定価格を知る人は，だれとだれがわかるんですか。

〔「わかんない」と呼ぶ者あり〕

○１４番（藤井孝幸君）　いやいや，当初のですよ，当初の。オープン，オープン。オープンはわかってるんですよ。予定価格を決めるのは，町長だけではないと思うんですけども。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君）　予定価格はですね，入札のその日のときに私が決めるんで，だれも

わかって……。

〔「最低」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君）　あ，最低，あ，そう，最低。予定価格は随分前ですけど，最低，ごめんなさい。そして，今回ね，談合だ何だなんて言っていた，言うんであるならばね，もうすべてが決まっているわけでしょう，実際に。談合であったら，もう６億5,800万のやつが全部どうなってっかっていうのは決まるわけなんだから，そんな談合なんてあり得ないんですよ。

だって，業者がやるんなら，業者でみんなで話し合えるならできるわけでしょ。できるのにやってないんだから，それはだれが考えたってないわけだから，それはおかしいと思うんだよね。いろいろな談合，談合って，何かほら大きな金額があると，そういうものがどうしても出てくるっていうね，これは阿見町だけじゃないみたいですよ。ほかのとこでも，やっぱり，それぞれの地方自治体でも，そういうものが出てくるっていうようなね，話があります。まあ，阿見町では，そういうことはありません。

○議長（倉持松雄君）　14番藤井孝幸君。

○１４番（藤井孝幸君）　談合ちゅうのは，当然，町長がわかるわけがないです。業者がやるんだから。阿見町にはありませんって言うわけではないんですよ。ねえ，業者がやるんだから。だから，それはね，町長，絶対ないと言い切れないですよ。

○町長（天田富司男君）　今回のものに対してですよ。

○１４番（藤井孝幸君）　いやいや，今回のものに対しても，いろいろな疑義があるから中止したんだろうと思うんですよ。だからね，そこはもう逃げないで，素直に。

で，１回目のですね，先ほどから出ておりますけども，総合審査評点，これは1,000点ですよね。１回目ですよ。１回目の1,000点という総合審査評定，これは阿見町にどれぐらいあるんですか。先ほどから質問が出ていますけど，もう一度確認をさせてください。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。１回目，建築一式工事1,000点ですけれども，町のほうで指名参加願いのほうで登録している業者数では，一応10者を想定しておりました。

以上です。

茨城県内に本店があるという資格条件では10者を想定しておりました。

以上です。

○議長（倉持松雄君）　14番藤井孝幸君。

○１４番（藤井孝幸君）　私が聞きたいのは，阿見町。

○議長（倉持松雄君）　管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君）　大変失礼いたしました。町内では，残念ながら１者もないということでございます。
○議長（倉持松雄君）　14番藤井孝幸君。
○１４番（藤井孝幸君）　ということは，初めから，町内の業者は当てにしてなかったということなんですよね。1,000点で決めて……。町長は，よく，阿見町の業者を育成すると言うんですけども，この事業においても，町内の業者は対象者がいない，資格者がいないということで，初めから，業者は排除と，阿見町の業者は排除されたという認識でいいですか。
○議長（倉持松雄君）　町長天田富司男君。
○町長（天田富司男君）　ほかのね，地方自治体の入札の資格条件を見たときに，やはり金額的に５億以上だったものですから，これは1,000点というのが，大体基本的に出てたんでね。じゃあ，町がね，それを曲げるっていうこともまずいと思って，1,000点という形にしたと思いますよ。
○議長（倉持松雄君）　14番藤井孝幸君。
○１４番（藤井孝幸君）　そこにね，町長が矛盾をしていると，私は思うんですよ。阿見町の業者を育成するって言いながら，もう初めから，資格要件のところで阿見町の業者を排除しているという話ですから，それで，これもまずおかしいと思います。
　で，もう１つはですね，今度は，２回目で900点にしましたよね。900点だったら，どれぐらい阿見町に業者がいるんですか。
○議長（倉持松雄君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。管財課長朝日良一君。
○管財課長（朝日良一君）　900点を超える業者さんは，町内で１者ございます。
○議長（倉持松雄君）　14番藤井孝幸君。
○１４番（藤井孝幸君）　ということは，もう初めから１者しかいないということがわかってて，当然，そういうことに，結果はこうなったんでしょうけども，私がここで疑問に思うのはね，先ほどから海野議員が言われているように，99.93％という落札率。これね，一般的に言われるのは，90％超えると，これ何かあるよということなんですよ。だからね，異常ですよ，99.9というのは。だから，泥縄式にね，国の補助金が出る，１回目は失敗した，で，あせってですよ，金額は上がってるのに点数を下げているわけですね。金額は7,200万も上がってんのに，点数は1,000から900に下げているという。これは，要は，どっか受けてくれるところを探すしかないわけですね。そのための点数を下げたんじゃありませんか，どうですか。
○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。
○学校教育課長（黒井寛君）　入札の条件の緩和の御質問なので，答えさせていただきます。おっしゃるとおり，１回目は不調でしたので，条件を緩和しなければ契約ができません。通常，

全員協議会のときも次長が説明しましたけども，いろんな方法がありますけども，今回は設計書の一部をちょっと見直しまして，新たな契約ということで，予定価格の再設定，条件の緩和をしております。

県内の事例なんですけども，不調になりますと，大体業者さんの点数を下げたり，それから予定価格を変えて，再度入札というんですかね，新たな入札の形にするというのが通例になってございます。

○議長（倉持松雄君）　14番藤井孝幸君。

○１４番（藤井孝幸君）　まあ，いずれにしましても，阿見町に１者しかいない，900点以上持っているのが松浦さんしかいないというお話であればね，当初からそういうことはねらいがあっても，私はいいとは思うんですけども――いいと思うっちゅうのは，町の業者を使うということはね。ただ，余りにも落札率が高過ぎて，どうしてもここにね，私は疑問を感じるんですよ。99.9とかね，そういう話ではね，もう入札の意味がないというか。

それと，もう１つは，２者しか応札しないで，応札は１者しかしてないんだけども，入札は。競争入札とはいいながら……。

ちょっとあくびして，大分くたびれてんな。

競争入札とはいいながら，２者のうちに１者しか入札しないという。これ競争入札と言えるんですか。今後ともこれあると思いますので，こういう状況を競争入札と言えるのかどうか，お答えください。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君）　この入札の要件を緩和して，決めた時点ではですね，ある程度大きい工事ですので，その工事をできる技術，力量のある会社さんにお願いしなければいけないだろうということがありましたけれども，１回目の入札の不調を受けまして，やはり対象を広げてですね，多くの方に参加の機会を与えなければ，多くの方が参加していただいて競争にならないだろうというようなことで，この900点ということで，緩和をしたわけでございます。それで，当初では31者の業者さんがございましたので，それで他市町村等の状況を見て，これは競争になるだろうという判断をして，この条件にしたものでございます。

○議長（倉持松雄君）　14番藤井孝幸君。

○１４番（藤井孝幸君）　こういう判断はできなかったんですかね。間違ったら教えてください。今度の競争入札は，もう１者しか入札しなかったんで，競争入札にはなりませんというような判断はできませんですか。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君）　阿見町の今のやり方ではですね，結果として１者になりましたけ

ども，今までの進め方としては，入札参加者の数に発注者の人は関与しないということになっておりますので，それで，１者でもちゃんと有効であるというふうな判断をしておりますので，１者ではだめだという決まりもございませんので，有効であったということで，今回，頑張ったということであります。

○議長（倉持松雄君）　14番藤井孝幸君。

○１４番（藤井孝幸君）　そういうことであれば，今後続く可能性は随分ありますよね。１者しか，いっぱい募集したんだけども，来なかったと，でも，入札は成り立ちますと。だからそれはね，競争入札とは言えないと私は思います。だから，それはね，制度的にまずいですよ。何とかして，やっぱり多くの方がね，競争だから，多くの方が入れるような仕組みをつくらないと，これね，結局疑惑の温床になるんですよ。だから，こういうのがね，システムを私は変更する必要があると思います。

もう１つ。町長がですね，これを競争入札と言い切って，今後も続けるということでいくのか，もう一遍，ちょっと確認をしましょうか。

○議長（倉持松雄君）　町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君）　一般競争入札っていうのは，やっぱり点数があればね，点数が900点だったら，今，31者って言ってました，茨城県内ね，建物でね。これはもう，１者でも何でも，入札をするって，31者に，皆さん入札してくださいよと。じゃあ，どういうシステムにしたらいいんですか。参入するにはどういうシステムにしたらいいんですか。それをよく考えてください。一般競争入札で，要件がね，1,000点以上なら10者，900点以上なら31者，その人たちにね，入札してくださいって言っても，１者もないときもあるかわかんない。10者もあれば，10者もというようなときもあるかも。１者だって，やっぱりそこに入札するっていうことは，参加しているっていうことで，それの要件をちゃんと言っているわけだから，それはもう，当たり前のように，町はやります。

○議長（倉持松雄君）　14番藤井孝幸君。

○１４番（藤井孝幸君）　町長ね，町長は行政のトップだから，これが正しいと思っているわけじゃないでしょう，きっとね。業者が31者あるから，応札しないのが悪いんだと。これではね，これでは，競争入札に入れませんよ，業者の責任にしたのでは。

だから，ま，黙って聞いてなさい。

だから，なるべく多くの業者が進入できるようなシステム……。

〔「どういう内容があるか……」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君）　言葉遣いは，一人一人にしてください。

○１４番（藤井孝幸君）　多くの業者が入れるような入札をするのが，考えるのが競争入札な

んです。それは，我々の仕事じゃなくて，行政の仕事なんですよ。町長はいつもね，私たちは一生懸命やっています，それから，何かあったら提言してください，こう言いますけども，こちらが提言しなくても，課題のあるものは，ちゃんと役場のブレーンがおるんだから，そのブレーンたちに考えさせるんですよ。もちろん我々は提言しますよ。しますけども，それを求めるんではなくて，提言がないからできませんちゅう話になったんじゃあ，行政何のためにおるかわからないじゃないですか。だから，ちゃんと，そういうシステムをつくるのは，やっぱり行政側だと思うんですよ。だから，そこの点を，しっかりとしたシステムをつくってほしいという，私は。だからあなたが提言してくださいという話にはならないんですよ。それは，私はそんな知恵はないかもしれません。だけど，それは考えるのは，行政の執行部のほうでしょう。このままでいいとは，私は思いませんよ。町長は，このままでやりますなんか言ってっけども，こんなものやったって，競争入札に入りませんよ。

いいですか，それと，予定価格のですね，公表。予定価格の公表。先ほど海野議員も言ってましたけれども，予定価格の公表をやるとかいうのは，これ国の指導があるでしょう。どういうふうに言われてますか。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君）　予定価格の公表はですね，公表するようになった経緯は，以前，予定価格がわからなかったときには，業者の方からさまざまな，予定価格を知りたいというような働きかけが，各市町村のところにあったりしてですね，それの中で談合とか癒着とかいうことがたび重なりまして，それでは公正入札ができないだろうというようなことで，もう公表しなさいという指導があって，公表を始めたと。各市町村それで一斉にかなりやったことがあったんですけども，それが，最近になりまして，高どまりとかですね，そういったことが，入札価格，今，お話も出ましたけど，そういったことがありまして，数字は公表しないほうがいいと，事前に公表はしないほうがいいという指導も，今度，指導といいますか，国のほうの文書による指導も出てきました。

それで，阿見町では，毎年，入札契約制度の改善の検討委員会を行っているんですけども，その中で，そういった国の指導もありましたので，公表をやめるかと，事前公表をやめるかという議論もしたんですけども，やはり今の時点では，なかなか業者の方も知りたくなってですね，職員との関係で，なかなか難しいだろうということで，まず，その業者の方と職員と，職員の倫理規定もあるんですけども，そこら辺はもうちょっと精査をして，これならば大丈夫だというような制度，仕組みができましたらば，その時点で事前公表をやめようというようなことを，今のところまだ研究中だというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君）　14番藤井孝幸君。

○１４番（藤井孝幸君）　総務部長，あのね，業者が求めるとか何とかっていうのは，余り関係ないですよ，この入札は。業者が求めても，やれないことは，ぴしゃっとやらないようにしなきゃ。それで，国の方針はですね，これ，解説書があるんですけども，予定価格等の公表の適正化という解説書があって，国と異なり，事前公表を行うことも可能であるが，その価格が目安となって，適正な競争が行われにくくなると。だから，事後公表しなさいち書いてあるよ，指導は。で，阿見町の規則はね，予定価格は事前に公表するち書いてあるわけですよ。だから，これは早く改めないと。どうですか，これは。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君）　今，研究課題ということで，一般競争入札のね，点数の問題は，これはもう，どうのこうの変えられるもんじゃない。ただ，予定価格の事前公表じゃなくて事後公表にしたのがいいというような状況になってくればね，これは研究課題として１つの所見ですから，そういうものを研究していくということは，やぶさかじゃないんです。ただ，一般競争入札の点数の問題で，業者をどうのこうのという，これはもう，町ができることじゃない。この制度を変えるなんていうことは，まず無理だと，これはね。ただ，事前公表じゃなくて事後公表にするのには，今後やっぱりいろいろ研究をしていきながら，なるべくなら，そういう形にもっていきたいとは思うけど，まだその研究課題であるので，もう少し時間をとっていただかないといけないのかなと，そう思います。

○議長（倉持松雄君）　14番藤井孝幸君。

○１４番（藤井孝幸君）　動きが本当に鈍いですね。これね，今，私の言った解説書はね，平成20年の３月31日付で，国土交通省から出てるんですよ，事後公表にしなさいって。それから４年もたっているんですよ。それで，いまだに検討させてくださいじゃおかしいでしょ。こういう文書を入札の担当者が読まないちゅうのがおかしいよ，今から検討しますでは。もう少し，しみじみと，町の税金を使うんですからね，しみじみとやってほしいですよ。どうもね，この質問を私はこれで終わるんですけども，まあ，疑問が残りますね。

　終わります。

○議長（倉持松雄君）　６番飯野良治君。

○６番（飯野良治君）　私も，今回の給食センターの入札に関しては，大変，入札に関しては，全く，農業をやってて素人だったんだけど，非常にいい機会で，いろいろ勉強させてもらいました。で，今，海野議員からと藤井議員の質問は，入札はですね，手段であって目的じゃないんですよね。で，業者のためにね入札があるようなニュアンスの話があるけど，全くこれはね，的外れだと思うんです。

　私もね，経過はまず十分わかんないんで，まず，今回の給食センターの理念ですね，どうい

うわけで，この建て替えをするのかというところから，まず始まりました。で，これは前からの議員の人には，全協で多分何度も説明があったという，まあ，教育委員会の話を聞いたらば，そういうことでした。しかし，４月からのね，新人議員５人についてはね，多分ね，１回，新任の研修のときにちょっと話はあったけども，明確なね，全体の説明はね，初めてだったんですね。それで，整備事業の基本設計についてということと，施設計画について，私もこれいただいて，よく読ませていただきました。非常にすばらしいね，ただ，老朽化したから建て替えるんだということではなくて，その建て替えに対してね，ちゃんとした，阿見町としてはどういう理念で今回の施設をね，つくるのかと，つくるに当たって，10億からの，すべてのね，あれすると，まあ，税金を投入してつくるわけですから，非常にそこは，最新の今のあるエコで省エネで，しかもね，安全で安心な食材を提供できなくちゃいけないということは当たり前なんですね。それを事細かく書いてあるやつを見たときに，非常にその理念においてはね，いいものを書いて検討されてるなというふうに思いました。本来はですね，議会でもっとこの理念について，もっとこう，本当はね，今の入札についてもむくらいな，こういうものをつくれっていうことで，その提案をしていかなくちゃいけないのを，単に入札のさあ，その手段はね，こっちで幾らでも選べるんですよね。その選べるものについて，いろいろとね，疑惑があるっていう，その確証がないのについても，長々と質問されると，我々ね，何のために議員はあるのかっていうことなんですね。で，これを結局，子供たちが小学校，中学校９年間，それから保育所も含めると約10年にわたって，給食センターでつくった給食を食べ続けるわけですね。これについてはね，幼年期の食体験というのは，大人になってからもずうっと持ち続けるんですね。これ本物を食べさせなかったら，大人になっても，ケンタッキーとかねマクドナルドとか，ああいうものがうまいもんだっていう認識になるんだけど，そうじゃなくて，地元の野菜を本当に使って，本物の野菜を子供たちに食べさせると，10年間ね，食べてもらうと，食べさせるんじゃなくて食べてもらうと，そういうことの経験があって，大人になってからも農業を大事にしようとかね，食生活を基本としようと，もっとしっかりした生活をしようと，そういう考えに基づく今回の事業だと思うんですね。そのことはね，非常にあんまり質問の中にも入ってないんですね。

で，入札のことについて，もちろん出されているから，そのことについての質問が多いわけだけれども，まあ，それについてはね，私もいろいろ調査させていただきました。で，松浦さんにも直接行きました。これね，本人から聞くのが一番いいわけだから，行って聞いて，私はその疑問点をただそうと思って行ったんですね。そしたら，社長も担当者もいないということで，話は聞けませんでしたけれども，インターネットでいろいろね，資料はとれます。経営事項審査結果通知書，もう１つはランキングですね，入札ランキング，そういうものを総合的に

判断してね，この談合があったかどうかというのは，非常に推測なんですね。で，阿見町においてもクリーンセンターの談合疑惑で，４億9,000万が違約金として町に返されたっていう事例は，４月以降の議会でも論議になって，その使い道については，随分話題になりましたけども，最近では，龍ヶ崎のし尿処理場の件が談合疑惑があったということで，新聞をね，にぎわせました。これはね，やっぱり，後でいろんな事業をするときに，議会もチェックできなかったと，あと執行部もチェックできなくて，後でね，そういうことが起こってきたらいけないということで，本当にささいなことでもね，疑問があったときには解消しようということで，議員ももっと調査して，本当にね，細かくやらなくちゃいけないと思って，そういうことで質問だと思うんですね。

鉾田と小美玉，あるいは直近で笠間市の事例を出されて，それを参考にして，今回のね，入札価格というか予定価格とか内容とかね，いろんなものについて参考にされたと。それは必要だと思うんですけども，余りね，そういう先進事例を参考にするっていうのは１つの方法だけど，阿見町においてこういう理念でこういうものをつくるんだと，だからこれくらい必要なんだということは，自信を持ってね，余りほかに左右されないでやるべきだと思うんですね。それっていうのは，さっきも，最初の１回目の入札の条件として1,000点以上，で，1,000点は阿見町にはいないと。これは当たり前なんだね。これだけのね，すばらしい目的，理念をね実現しようと思ったら，下手な業者にやらせてもらっては困るんだよ。本当に点数の高い，高度な技術を持った業者にやってもらうと。しかも町長が言っているように，少しでも安くやってもらうことが，税金を有効にね，町民のために使うということになるんで，最初の条件は，おれ，別にね，切り過ぎたっちゅうのは，結果的にあるかもしんないけど，そういうことはいいと思うんですね。その理念を達成するためなんだから。だから，その手段として，いろんな業者，10業者って言ったけども，選べばいいんです，参加してきたものの中で。そういう条件をちゃんとつけてあるんだから。そこはね，コンセプトがきちっとしてて，論議もされてて，それについて条件も出してやったと。こういうことは，初めにね，きちっとやっておかないと，予科練記念館みたいになっちゃうんですよ。予科練記念館つくったときは，観光施設として10万人，この間の６月の議会でもありましたけども，やってみたら，いやとてもこれ赤字でしようがない，どうするんですかっていう話に必ずなるんです。あれは初めから，教育施設であって観光施設としては即さないという趣旨のもんだから，そこにちゃんと論議してれば，今さらそういう論議をしなくてもいいわけなんだよな。だから，そういうことが，理念をちゃんとしてないと，給食センターにおいても，必ず後になって，そうだったけど。だから，むしろね，おれは，値段は7,200万上げても，点数は1,000点以上でやってみたらおもしろかったと思うんですね。それはね，結果だからあれだけども，まあ，要するに私，言いたいことは，その経過を，幾ら

ね，今聞いてても，町長が言ったこと，こちらが質問すること，なかなかね，そこが，こっちが挙証責任はあるわけだから，疑問を持ったときに，その挙証責任は，藤井議員も，ちゃんと，疑問があるんなら，これだっていうものがない限りは，これ行き違いなんだよな。だから，疑問を持ったときには，ちゃんとした確証を持って質問しないと，なかなか質問ばかし長くて，中身がないという形になっちゃうんで，私はね……。

〔「あなたも質問しなさい」と呼ぶ者あり〕

○６番（飯野良治君）　あ，ごめんなさい。

〔「自分が質問してねえ」と呼ぶ者あり〕

○６番（飯野良治君）　だから，私はね，そういうことで，今から，質問しろということだったけど，そのことが一番ね，大事だということで，私はね，今回のやつ，子供たちのためにね，早くこれだけの施設が必要だっていう理念であれば，その理念に基づいて，やっぱり早く始めるということが大事なことだなあと。

今，後ろでごちゃごちゃ言った連中がね，どのくらい理念についてね，論議をしたか，おれ，それ後でね，検証したいんだよな。どのくらい読んでんだということで。読んでもいないでね，そういうことを後ろから言うやつはね……。おれじゃねえだろ。

〔「いやいや，賛否じゃないんだから，今は」と呼ぶ者あり〕

○６番（飯野良治君）　わかってるよ。そんなこと言われるまでもないんだよ。だから，そこをきちっとね，後で賛否のときに意思表明をしたいというふうに思っています。ちょっと長かったかな。

○議長（倉持松雄君）　ほかに質疑はございますか。

13番浅野栄子君。

○１３番（浅野栄子君）　今，いろいろとお話がありましたけれども，食育の子供たちの健全な育成に大変かかわるところですので，やはり疑いやそういう疑問がないように，健全ですっきりした形で，すばらしい給食センターを建てていただきたい。その思いがあるからこそ，このように質問するわけです。

私たちは，平成21年の12月に行革委員会を発足させました。これは，第２期目で発足し，委員長が細田前議員。その中に天田議員も議員としていらっしゃいました。その当時は，財政削減の趣旨，これが一番だ，そういうことで検討した結果，大体そのときにですね，97％……。うるさいです。97％前後で契約されている。これは問題だ，検討すべきだと，天田町長がそのときにおっしゃったんですね。それが，今回の入札，先ほど，何度も何度もおっしゃっているように，99.93％。これってね，前のお話と矛盾しているのではないんですか。その点で，町長さんはどのようにお考えか。ちょっとお考えをお聞かせしていただきたい。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。
○町長（天田富司男君）　議員で，そのときは当たり前ですよ。議会としてね，やっぱり入札率が高いっていうことは，もうだれもが疑問を持ってたんだから，それは，私はそのときも言いました。しかし，この立場になったから99幾つだ，それがどうのこうのじゃなく，入札してきてる，競争している人が１つほかなくて，そういう状況で出てきたわけですから，それを町は，それはいいんですよっていうことでやってるわけだから，その業者を99点幾つだから，あなたはだめだよと，そんなことはできないんですよ。突っ込んだこというけど。今後も同じです。一般競争入札である以上は，今後も……。だから，さっきも言ったじゃないですか。予定価格の事前事後公表というのは，１つの課題にはなるけど，一般競争入札というのは，もうある程度決められるわけだから，この人とこの人とこの人は入ってくださいなんていうことはできないんですよ。900点なら900点以上で，建物っつったらそれなりの30者なら30者で競争してもらう。これはだって，私が決める，私はそっちのほうを決めるけど，入札する人は業者なんですから。業者に，じゃあ，あなたは入りなさい，あなた入りなさいって，町がそんなことは言えることでもないし，やはりそれはね，きちんと業者のほうがやればいいんであってね。何だかわかんないことないですよ。
○議長（倉持松雄君）　13番浅野栄子君。
○１３番（浅野栄子君）　やはりそれをね，検討し，これからどのようにしていくかとお考えになるのが町長さんじゃないかと思うんですね。先日の一般質問の中に，吉田議員もおっしゃってましたけれども，入札監視委員会という，このね，委員会を発足させて，そのような談合とか，そういういろいろなことがないかどうかをきちんと監視していただきたい委員会を発足させていただきたいと思いますけれども，この件はいかがでしょうか。
○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
○総務部長（坪田匡弘君）　一般質問でもお答えしましたとおり，そういった制度も必要だと思いますので，今から検討させていただきたいと思います。
　それとやはり，今の職員だけで，なかなか限界もある部分もあるかと思いますので，専門職ですね，任期付の専門職員というような制度も，これは条例になりますので，一度否決されて実現できなかったんですけれども，ぜひともそういった制度も，条例，もう一回，皆さんにお願いして，導入していただいて，よりよい公正な入札ができるようにしていければと思っております。
○議長（倉持松雄君）　13番浅野栄子君。
○１３番（浅野栄子君）　ありがとうございます。公正な契約ができるように，入札ができるように，早急な対策をお願いしたいと思います。

それから，もう１点ですね，町長は，ふだんから地場産業育成と――地域の企業をですね，心がけている，企業育成を心がけていると，そのようにおっしゃっておりましたけれどもですね，今回の入札では，町の業者が入っておりません。で，先日の総務部長さんのお答えの中でもですね，３年間平均で，町内に本店のある業者の指名競争入札は，平均で約５％である。それから，随意契約では，10万円以上の契約が約18％である。地域の企業ですね。それからまた，指名願いの出ていない業者の契約は，３年間で32件の中，町内業者は３者にて発注しております。ということはですね，やはり，まだまだ地域の企業または地場産業のですね，育成が，まだまだの感じがしますけれども，この件についてはいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君）　入札契約に関しましては，公正な執行をするというのと同時にですね，町内の企業の方も育てて，育成というのはあるんですけど，力をつけていただきたいというようなこともちろん，地場産業の育成ということがありますので，そういった観点からの指名参加等，格付の等級とかあるんですけれども，そこら辺も見直しをしながら，なるべく参入の機会を増やしていきたいというようなことは考えております。

〔「ちゃんと数字きちんと確認した方がいいよ」「えらいことになんだから，浅野さんの言った数字」「ほんとだったら大変だよこれ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君）　浅野議員に申し上げます。今の答弁でよろしいんですか。

○１３番（浅野栄子君）　ああ，いいですよ。

○議長（倉持松雄君）　はい。それでは，ほかに質問ございませんか。

〔「誰も否定しないの。正しいことはない」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君）　17番佐藤幸明君。

○１７番（佐藤幸明君）　伺います。１回目の入札，建築工事が不調ということで，その後，電気と機械ということで，それも開封しなかったというお話を伺いました。このときの入札書，札をですね，預かったのか，預からないのか，その後すぐ返したのか，どうなのか。まず，その点，聞きます。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。中止になった案件，電気と機械設備ございますけれども，そちらにつきましては，町のほうに入札日の２日前にですね，郵便の書留で届いておりました。それについて，１件目の建築工事がですね，不調となったときに，中止と決定しましたので，その後すぐにですね，それを郵送で書留で，参加された業者さんのほうに，全部送り返しました。

以上です。

○議長（倉持松雄君）　17番佐藤幸明君。
○１７番（佐藤幸明君）　確認します。１回目の入札のときに，要は，建築が不調になったということで，その後も，ですから，当然，書留でそのことを報告したということですね。その辺，もうちょっと細かくお願いします。
○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長朝日良一君。
○管財課長（朝日良一君）　済みません。業者さんのほうにも，その中止のことを電話等で御連絡しまして，その後すぐに，郵送で入札書のほうを送ったものでございます。
　以上です。
○議長（倉持松雄君）　17番佐藤幸明君。
○１７番（佐藤幸明君）　はい，その件はわかりました。
　電気工事の件，よろしいですか。ＰＦＩ方式から公設民営に移行したときに，米飯ラインをどうしても設けたいんだという話と，それと児童生徒たちが来たときに，太陽光発電もつけて，そして，こういうふうにエコですか，電気のことも見学できるようにもするんだと，したいんだというように記憶してございます。その後，どうせつけるんであれば，見学，見るだけの量じゃなくて，なるべく多くの太陽光発電を設置したらどうだというような意見もあったように記憶しております。そういう中で，この工事概要書を見ますと，太陽光発電に関する一式がないように見受けられるんですが，あるんでしたら，どこにあるのか，お聞きします。
○議長（倉持松雄君）　学校教育課長黒井寛君。
○学校教育課長（黒井寛君）　お答えいたします。太陽光発電，別の補助枠で考えておりまして，24年度の補助採択になりましたので，この工事，承認いただきまして，その後にですね，追加工事の形で発注したいと考えております。
○議長（倉持松雄君）　17番佐藤幸明君。
○１７番（佐藤幸明君）　はい，わかりました。できるだけ多くのね，枚数，何ていうんですか，数多くの太陽光発電のパネルを設置して，多くの発電を試みていただきたいと思うところでございます。本体ができてからということですから，それにつれた，本体に対しての必要な工事も必要であるならばね，早くから，それをも含めて，業者との検討もされることを願う次第でございます。よろしくお願いします。
　それと，今回の入札に関しまして，議員のところにですね，まあ，ここで全部読むのがいいのかどうか，これわかりません。
　〔「業者同士の争いなんだからさ」「……なめられてんだよ，おれらは」と呼ぶ者あり〕
○１７番（佐藤幸明君）　と言いますのも，匿名の手紙でありますから，ここで細かくは申し上げませんが，その1,000点の問題とか，金額の問題とかも，いろいろ出ておりますけれども，

そしてまた，そういういろんなことがね，疑惑というようなことも出ましたけども，そしてまた，こういう文書がですね，議員のところに回らないように，公平公正なる入札を……。

〔「業者がしたんだろう」と呼ぶ者あり〕

○１７番（佐藤幸明君）　実施していただきたく，お願いを申し上げて終わります。

○議長（倉持松雄君）　ほかに質疑はございますか。

15番久保谷実君。

○１５番（久保谷実君）　ずっと話を聞いていても，１つだけ，どうしても腑に落ちないっていうか，１回目の入札が不調だったと。２回目に建築が7,200万，電気が600万，機械が1,300万，これだけを上げたと。で，全協の中で，課長が，そんなに設計図はいじってませんと，そういう答弁がありましたよね。で，そんなに設計図をいじらないのに，これらの金額がずれてくると，これだけ金額が増えてきたと。当然，違った意思があったわけでしょうから。設計図を大きくいじって，これ海野議員のにもありますけど，11％，7,200万というこの建築については11％上がっているわけですよね。で，そういう中で，あんまり設計図はいじってないと。そうすると，もう１つ何かねらいがあったんだろうと，いじらないで7,200万上げたということは。どうしてもそれは，入札を成立させたいとか，それはわかりますよ。そこんところ，ちょっと，もっとこうはっきり，設計図をいじらないのに，なぜ7,200万，600万，1,300万と数字を上げたのかと，そこをお願いします。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君）　はい，お答えします。繰り返しになろうかと思いますけど，この不調の発生の原因というのは，さまざまな理由がありますけれども，今回は，業者の見積もり額と町の予定した額とが折り合わなくて不調になりましたよね。これが，当然，建築のほう。それに付随する電気，それから機械も中止になりました。で，改めて入札をするのには，単純に予定額を上げられないんですよね。で，建築と機械と電気は同じ予算額で限度があるんです。その中の設計のやりくりして，予定価格とは比例，連動はしてないっちゅうことを御理解ください。改めて入札をするために，設計図書を一部，その中で変更して，予定価格は当然，笠間市が50万ちゅう平米，これは一概には単純に比較できませんけど，できます。当然，電気，機械，建築を含めた中で，高い平米でやってる。そこらを踏まえて，予定価格をすべて見直したっちゅうことで御理解ください。

以上です。

○議長（倉持松雄君）　15番久保谷実君。

○１５番（久保谷実君）　次長の聞いて大体わかりました。

そうすると，例えば建築についていえば，設計は実際は7,200万はいじっていないと。設計

は3,000万しかプラスになってないと，設計の段階ではね，１回目から２回目に直したときですよ。だけども，１回目が不調だったから，あと4,000万は，成立するために乗せたんだと，それで7,200万に増えているんだと，そういう解釈でいいんですか。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君）　はい，お答えします。この３つの工事の今年の事業費なんですけども，予算額11億8,041万，これ，前も説明，補正のときも説明したんですけれども，この予算の範囲内でぎりぎりで設計しておりますので，その設計の見直しに関しては，そのような何千万もの増というような大きな見直しはしてございません。11億からの大きな工事なので，ほとんどその工事の金額の増減は，ほとんどございません。

〔「わかってることでごめんなさい」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君）　ちょ，ちょっと，話の途中，ちょっとお待ちください。

先ほど，13番浅野栄子君の質問のときに，地元業者の何％って言われましたね。あれをちょっともう１回，聞かせてください。

〔「細かく説明する必要あるよ，あれは」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君）　説明する。

〔「早くおれの質問しろよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君）　こっちが聞くんですよ。こちらが聞くんですよ。

○総務部長（坪田匡弘君）　私が浅野議員の質問にお答えしたんですけども，その前の浅野議員のお話で，私が，過去３年間に町内業者の請負率が５％ぐらいだという説明をしたというお話があったと思うんですけども，いつの議会で，どういったときに発言したのかっていうのを，ちょっと確認させて……。私，その数字，後で確認いたしますので，ちょっと記憶がないので。

○１３番（浅野栄子君）　全然ね，心がけていないということでね，今，言いましたけども，後でお見せします。持ってきます。

○議長（倉持松雄君）　はい，じゃあ，それは後で。

15番久保谷実君。

○１５番（久保谷実君）　課長，だから，今の話で，もっと端的に言ってよ。その設計は余りいじってないんだけども，入札するために，そこにプラスしたんですかっておれが聞いてんだから，違いますとかいいですとか言って。

〔「それは予定価格を決めるしかないんだよ」と呼ぶ者あり〕

○１５番（久保谷実君）　そこ，はっきりしないと。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君）　設計の総額は上限ありますんで，そんな何千万も大きくいじっ

てはございません。で，不調になりましたので，予定価格の見直しは必要でございます。設計の中で予定価格を決めますので，その幅が幾らかございますので，それを圧縮して，予定価格を引き上げてございます。

○議長（倉持松雄君）　15番久保谷実君。

○１５番（久保谷実君）　はい，わかりました。じゃあ，7,200万設計図はいじってないけども，数字は7,200万プラスしたということですね。はい，わかりました。

で，もう１点，次長に聞きます。これも，こういう大事なことを決めるときの，いろいろな問題点なんですけども，さっき，中で，今日，今日っていうか今決めてもらわないと，９月に間に合わないんだと，そういう答弁ありましたよね，建築のほうで。で，やっぱりそれは，執行部として，おれは言っちゃいけない言葉だと思う，その言葉は。ゴールが決まってるから，そこまでに何が，それはわかりますよ，気持ちとしては。でも，少なくても，ここでそのことを議論しようというときに，そういうのは，やっぱり，おれは執行部としては言っちゃいけない言葉だと思う。疑問点があれば，それを延ばしてもしようがないだろうし，そこはちゃんとしとかないと，常に，時間間際になってから提出をしてきて，今日決めてもらわないと，もう遅くなっちゃうんです。そう言われたらば，議会はやりようがない。どう思いますか。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君）　まあ，そのとおりでございますが，スケジュールの部分を説明したということで御理解ください。

○議長（倉持松雄君）　15番久保谷実君。

○１５番（久保谷実君）　そっちは立場があるからね，それもわかりますよ。じゃったら，おれらは，否決が，迷わなくてもいいよ，否決するしかないよって，そんな話になってっちゃうんですよ。だから，あんまりそういうことを言わないで，ちゃんと議論をしているわけだから。それはよ，前の２人に言ってっけども，それは別にして，やっぱりあんまりそういうことは言うべきじゃないと思う。やっぱり，きちんとした議論をなった上で決まっていくと，きちんと議論をしていくと，それが大事なんで，それは，私は，執行部の立場で，スケジュールであるかもしれないけども，ゴールが決まってるんだよという，ここなんだよということは，言うべきではないと思いますので。後でまた，ゆっくり，個人的に。

○議長（倉持松雄君）　16番吉田憲市君。

○１６番（吉田憲市君）　浅野さんのいいかな，先に。

今までずっと論議を聞いてたんですけども，まあ，やっぱりちょっと疑問に思うところが２点ばかりあります。というのはですね，当初，1,000点以上でね，それはほかの市町村の，ほかの県のね，を参考にして，このぐらいの規模であれば，当然1,000点以上のね，業者さん，

要するに実力のある業者さんでなきゃできないだろうということが公正であるということで，判断して1,000点とつけたんだという話でしたよね。それがですね，５者応札があったという形でね，これは大変にいいことだと思うんですよ。要するに，それだけの工事というのは，やはりそれだけの実力のある会社がやらないと，どうしても町民の安心というのが求められませんから，それは結構なんですが，５者応札があって，それで，話の流れを聞いてますと，怪文書だか何か，談合ありとか何とかいう問題が発生してね，その後にですね，また全者辞退しているということになってんですよ，結果的には。こうやってやってるけども，まあ，結果的にはそういうことになったと思うんですよね。

〔「よくそれで言ってるね」「どこに根拠があんだ，こんなの」と呼ぶ者あり〕

○１６番（吉田憲市君）　海野さん，ちょっと聞いて。

〔「聞いてないよ」と呼ぶ者あり〕

○１６番（吉田憲市君）　その原因がね……。

〔「余りいいかげんなこと言うな」と呼ぶ者あり〕

○１６番（吉田憲市君）　要するに辞退したその原因は，業者の見積もりとね，予定価格が合わなかったからということなんですよね，先ほどの答えだとね。そうするとね，それについて，これは1,000点が正しいと思ったわけですよ，最初ね。それが今度，急激にですね，急遽，900点に評定を下げてきたということなんですが，なおかつ，今，久保谷君も言ったけども，その予定価格も上げてきたということなんですが，その900点に下げたという，それを公正だと思った，その理由っていうのはですね，どういうとこにあるんでしょうか。先ほど，予定が，価格を上げないとね，変更できないんだという話もありました。ですから，設計はほとんどいじってないんだけども，金額だけが上げてきたんだという話だったんですが，そのほかにね，99.93％という落札率，これは異常ですよ，はっきり言って。ですから，その中で，阿見の業者は１者しかないと，それに見合う業者はね，地元業者はね。その中で，結局900点に下げた。最初は1,000点が妥当だと思ったんだけども，900点に下げたですね，それが公の公正な点数だという，その根拠，それをまずね，教えてください。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君）　お答えします。まず，不調のほうの時系列なんですけども，怪文書の前に，４者の方が辞退を表明しておりまして，で，確か当日，開札の当日ですか，残り１者が辞退がわかったということで，その怪文書によって５者が辞退したわけではないので，これは訂正させてください。怪文書の前，これは，公告しまして，こちらのほうから設計書を閲覧いたします。閲覧して，業者さんが見積もりをしますので，その段階で，見積もりをした段階で，後から，手を挙げた後からの段階で値段がわからない，折り合わないということがわ

かるので，こういうことが起こります。それが１点と，それから，1,000点から900点に下げたということなんですけども，そういうような不調がありまして，1,000点の業者は，前から言ってますけども10者，県内にございます。それでは，金額を上げて10者でやり直しただけでは，やはりまだ不足だろうということで，900点に下げますと，31者が対象になります。そこまで幅を広げて，まあ言いたくないんですけども，がけっ縁状態でございますので，何とかですね，工事に着手したいと考えて，そういうようなことにいたしました。

○議長（倉持松雄君）　16番吉田憲市君。

○１６番（吉田憲市君）　そうするとですね，先ほど，久保谷議員とダブるんですが，建設工事がね，今回ゴーにならないと，完成がおくれると。要するに，ゴールが決まってるから，それにおくれるというような形でお願いするというような，議会へね，提案を出してきたということですね。全くそういう話になってしまうんですよね。ですから，これはですね，やはり，そういう町民の皆さんが期待している給食センター，これをつくるにあってはね，やはり，ゴールがですね，決められてるから，今決めなきゃなんないんだと，だから議会さん，お願いしますよと，この体制はね，やはり改めなきゃいけないんだというふうに，私は思うんですよ。その辺，町長，どう考えますかね。

○議長（倉持松雄君）　町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君）　今年の３月の時点でね，もう国の補助が出るということで，もう皆さんはわかってるわけですよ。もう継続できないんですから，来年度に，補助は。だから，補助が出た時点で，今年度につくり上げるというのは，もう皆さんわかっているわけですね。そうですよね。わかってなかったんですか。わかってたよね。そういうことであれば，リミットとしては，やはりここで皆さんにね，可決してもらいたいと，これは，やっぱり執行部として当たり前だと思います。そしてまあ，これはね，みんな一人ひとりの議員が決めることだから，それをこちらがね，どうしても今年中にやるんだから，皆さん，絶対賛成してくださいよと，これは脅迫になりますけど，やっぱり，それぞれね，皆さんの意思で決めることだから。これは，議会はそういう議会でしょ。この年度にやらなければならないからっていっても，それに疑問があるなら，いや，とてもじゃないと，これではだめだよって，自分たちが意思決定をすればいいわけであって，それを，執行部がこうだからって言ったからって，その意思を尊重することもない。自分はこうですよと，こういう思いで反対します。それが，やっぱり議員だと思うんですよ。

○議長（倉持松雄君）　16番吉田憲市君。

○１６番（吉田憲市君）　議会がね，勝手に考えればいいんだと，議員は勝手に考えなさいよという話であればね，わざわざ議会の提案なんていらなくなっちゃうんですよ。でしょ。じゃ

あ，だって，議員が勝手に考えればいいっていうんなら，執行部でこういう形になりますよっていう，そのお願いはしなくてもいいわけですよ。ですから，それはね，考えを変えてもらいたいというふうに思います。

それとあと，99.93％というこの落札率ね，これね，今までこういうことね，何件かあったんですかね。それだけお聞きします。

○議長（倉持松雄君）　ほかに質疑はございますか。

〔「答弁」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君）　ああ，ちょっとお待ちください。申しわけございません。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君）　高い落札率があるかという御質問だと思います。数字に，ちょっと今持ってないんですけども，予定価格ぴったり100％という案件も，１個じゃなくて，何回かはございます。

○議長（倉持松雄君）　16番吉田憲市君。

○１６番（吉田憲市君）　それでは，その100％の当時というのは，予定価格の事前公表があった時期なんですか，それともなかった，事後公表だけの時期だったんでしょうかね。というのはですね，予定価格とね，それから入札価格が100％というのは，宝くじを当てるようなもんじゃないですか。もともと何かね，情報が，今度はこのくらいだよというような形でね，何かヒントを与えてくれているならば，100％というのはあるかもしれないけど，的中っていう話は，私はね，ないような気がするんですよね。

〔「確かめなさいよ」と呼ぶ者あり〕

○１６番（吉田憲市君）　ちょっと黙っててくんないかな。それは海野さんは専門家だっていうのは，よくわかってるんだけど，まあちょっと，素人もお話してるんだから，ちょっと黙ってくださいよ。

その辺でね，やはり先ほども出ましたけども，事前公表という形のものもね，急ぐべきではないかなというような話は，私はするんですがね。その100％の，先ほどの事前公表の時期か，いつごろの時期かというのだけ，ちょっと教えてください。落札したという，何件かあるって言ったでしょう。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君）　今，担当の課長に，ちょっと過去にあったかどうかだけ確認しましたので，具体的にどういう工事かっていうのは，ちょっと今，調べないとお答えできませんので，済みません。過去にあったということは，確認しましたけども，具体的にどの工事で，どのぐらいの金額かというのは，ちょっと今，調査しないとお答えできませんので。

○１６番（吉田憲市君）　じゃ，調査して，教えてくださいよ。
○総務部長（坪田匡弘君）　じゃあ，後で，調査してわかった時点でお答えします。
○議長（倉持松雄君）　ほかに質疑はございますか。
６番飯野良治君。
○６番（飯野良治君）　先ほど，質問が余りないっていう話だったんですけども，ちょっとね，思い入れが強くて，ちょっと漏れちゃって，申しわけありません。
今も吉田議員からありましたけども，匿名のね，文書によって，議会がそれによって左右されるという，論議をするということがあってはいけないと思うんですよ。そういう，いわゆる私物化しようと思ってんのは彼らで，彼らがそういう情報を流してね，で，全員に流すんならいいんだけど，18名のうち特定の人にだけ流してやるっていうこと自体も，なめられてんなあという感じはしますよね。そういうことがないように，入札はね，情報合戦であるということもね，私，今回の調査をする上で非常にわかりました。で，その情報は何が公開で何が秘密なのかっていうのを明確にすることで――公開に全部しちゃえば秘密がないんで，むしろオープンでね，いいのかなと思うんですけども，今回の，先ほども言っているように，海野さんが言ったような，設計価格がね，設計事務所であって，それを積算して，できた価格っていうのは漏れてないわけですよね。その漏れないためのこっちの仕組みっつうかシステム，それはどういうふうに考えてるか，それを１点お聞きします。
もう１つは，２回目の落札価格の７億6,650万ですね，それのうちの調理器具と建設の割合ですね。調理器具は何で一体になってんのか，おれも理解ができなかったんだけど，説明を聞いたらば，設備の中にフラットになったところに置いてくんじゃなくて，ちゃんとはめ込んで，規格があってそこにはめ込んでいくから，設計当時からそういうやつをつくっていくと，もう決まってんだと，だから一体なんだという説明がありましたけども，その価格的なもので，どれぐらいの比率，調理器具とあと建設の器具がどれぐらいか，その比率を教えてもらいたい。
○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。
○学校教育課長（黒井寛君）　まず，設計の金額が漏れないシステムということだったんですけども，設計の金額が漏れないシステム，１問目ですね。設計の金額が漏れないシステムということです。これは，設計者と私どもが守秘義務がございますので，他人には漏らせません。また，阿見町は予定価格の事前公表をとっておりますので，業者さんにとって，設計価格のウエートは予定価格に比べれば，はるかに低いものとなっております。
続きまして，そういうことで，設計価格漏らしませんので，その中身の構成についても，この場ではお答えできません。
○６番（飯野良治君）　わかりました。

○議長（倉持松雄君）　ほかに質疑は。

14番藤井孝幸君。

○１４番（藤井孝幸君）　ちょっと基本的な質問をさせていただきますが，競争入札は，一般競争入札と指名競争入札がありますよね。それで，今回は一般競争入札をとったという形。で，指名競争入札でもできるわけですよね，やろうと思えば。どうですか。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君）　競争性をですね，公平公正な競争性を確保するということで，指名ではなくて一般競争を拡大しようという御意見，流れがありまして，それで一般競争入札を，条件つきですけども，2,000万円以上の建設工事にしているわけでございます。それで，これをその制度にのっとって，一般競争入札でやったと。ですから，公平公正な競争が確保できてるというふうに思いますので，それを恣意的に指名とするとすれば，それなりの限定をしなければいけませんので，そういった逆な方向のものは，考えてはおりません。

○議長（倉持松雄君）　14番藤井孝幸君。

○１４番（藤井孝幸君）　一般競争入札で広くね，広く全国からとか，全県下から集めるという，これはまた，それなりの方法だと思うんですけども，結果的には，一般競争入札が１者だけになっちゃったと，そういう結果になったわけですけども，そこに至るまでにはね，いろいろ紆余曲折あったと思うんですが，これ，私はですね，議会として，このまんますんなりと，はいそうですか，わかりましたというわけにはいかないんで，ちょっと，もうちょっと私は考えさせてほしいと思うんですけど。まあ，後でまた話をします。

○議長（倉持松雄君）　ほかに質疑はございますか。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後１時からといたします。

午前１１時５６分休憩

午後　１時０１分再開

○議長（倉持松雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

14番藤井孝幸君。

○１４番（藤井孝幸君）　私は，本議案について，動議を提出いたします。

理由は，先ほどから，議員の方々からですね，いろいろ今回の入札について疑義があるように思っております。で，もう一度ですね，このままこの議案をすんなりと……。

○議長（倉持松雄君）　藤井議員に申し上げます。何の動議ですか，休憩の動議じゃなくて，何の動議ですか。

○１４番（藤井孝幸君）　いやいや，だから，休憩をお願いいたします。暫時休憩をお願いします。その理由を述べさせていただきます。

このまま議会としては，すんなりと，はいそうですかというわけにもいきませんので，もう一度持ち帰って，皆さんと相談をしたいことがございますので，暫時休憩をお願いします，議長。

○議長（倉持松雄君）　ただいま，藤井孝幸君から，暫時休憩することの動議が提出されました。

動議については，会議規則第16条の規定により，１名以上の賛成者が必要でありますが，賛成者はありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君）　この動議は，所定の賛成者がありますので，成立しました。

休憩の動議を議題として採決します。

これより，起立により採決いたします。

この動議に賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君）　賛成多数であります。よって，議案は可決することに決しました。

休憩いたします。議員諸君におきましては，全員協議会室に移動願います。

午後　１時０３分休憩

午後　２時５２分再開

○議長（倉持松雄君）　大変長らくお待たせをいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号から議案第59号については，会議規則第39条第３項の規定により，委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第57号から議案第59号については，原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君）　御異議なしと認めます。

よって議案第57号から議案第59号については，原案どおり可決することに決しました。

ただいま，藤井孝幸議員ほか４名から，決議案第３号が提出されました。これを日程に追加し，追加日程第１として議題にしたいと思いますが，御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君）　御異議なしと認めます。

決議案第３号を日程に追加し，追加日程第１として議題とすることに決定しました。

決議案第３号　入札制度の見直しを求める決議（案）

○議長（倉持松雄君）　追加日程第１，決議案第３号，入札制度の見直しを求める決議（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。14番藤井孝幸君，登壇願います。

〔１４番藤井孝幸君登壇〕

○１４番（藤井孝幸君）　決議案第３号，入札制度の見直しを求める決議（案）。

上記の決議案を，別紙のとおり提出する。

平成24年７月13日。提出者，阿見町議会議員，藤井孝幸。賛成者，久保谷実議員，久保谷充議員，海野隆議員，永井義一議員。

入札制度の見直しを求める決議（案）。

今回の阿見町新給食センターの入札については，多くの議員から質問，要望等があった。阿見町では，競争性，公平性，透明性を確保するため，一般競争入札制度を導入しているが，今般の入札においては，建築工事で１者のみの入札となった。このような状況を踏まえ，阿見町が進めてきた入札制度に何らかの改善の余地があると思われる。よって，以下の事項の見直しを求める。

記

１　予定価格の事前公表について再検討する。

２　入札予定価格のあり方を再検討する。

３　町内業者育成の視点をさらに考慮すること。

以上，決議する。

平成24年７月13日。茨城県阿見町議会。

○議長（倉持松雄君）　以上で，説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第３号については，会議規則第39条第２項の規定により，委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君）　御異議なしと認め，さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

決議案第３号については，原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君）　御異議なしと認めます。

よって決議案第３号については，原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって，可決された決議の配付といたします。「案」の文字を削除願います。

閉会の宣告

○議長（倉持松雄君）　以上で本臨時会に予定されました日程はすべて終了しました。

これをもちまして，平成24年第３回阿見町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後　２時５７分閉会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

議　　長　　倉　持　松　雄

署　名　員　　柴　原　成　一

署　名　員　　浅　野　栄　子